

柳津町ふるさと応援寄付金特典協力者募集要項

1 目的

ふるさと応援寄付金制度（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 及び第 314 条の 7）による寄付の促進と、地元特産品等の知名度向上を図るため、柳津町は、柳津町へふるさと応援寄付をされた方に対して特典品を贈ることとし、その特典品を提供いただける町内の協力者（以下「特典協力者」と言う。）を募集します。

2 特典協力者の要件

下記の全ての要件に適合すること。

- (1) 柳津町内に本店、支店、営業所のいずれかを有する事業所または個人事業主であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員若しくはそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

3 特典協力者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに特典品の画像、商品名、企業名などを掲載します。また、特典協力者のホームページがある場合、希望により特典品の紹介ページからリンクを貼ります。
- (2) 特典品の発送時に特典協力者のパンフレット等を同封することで、他商品の PR が可能です。

4 申し込み方法

別紙「柳津町ふるさと応援寄付金特典協力者申込書」に必要事項を記入のうえ、特典品の写真を添付して提出してください。カタログに掲載させていただきます。

※特典品の写真はデータでの提出をお願いします。なお、データ提供できない場合にはご相談ください。

5 特典協力者及び特典品の選考

申込内容を選考のうえ特典協力者及び特典品を決定し、その結果を申し込み者に連絡します。

6 特典品について

(1) 要件

- ① 町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされている商品で、柳津町の魅力を体感でき、本町の PR につながるものであること。なお、単品に限らず、複数の協力者によるセット商品も可とします。
- ② 町からの依頼後、速やかに商品が発送できること。また、飲食物の場合は、原則寄付者に到着後、5 日以上の消費期限が保証される商品であること。

- ③ 同種の商品の申し込みが重複した場合は、原則農業団体、商工団体等からの商品を優先します。
- ④ 第一次産業産品（米、野菜、果樹などで加工されていないもの）については、商品の品質水準を確保することを特に留意願います。
- ⑤ 提供可能数量がごく少ない商品、提供期間がごく短い商品については、ご相談ください。

(2) 価格

商品代金のみで1,500円以上であること。

※寄附額に対して、返礼度合いについては、総務省の指導もあり3割の返礼で設定しています。

※30,000円以上の特典品については、ご相談ください。

7 その他留意事項

- (1) 特典協力者は、柳津町のPRに努めてください。
- (2) 特典協力者は、特典品の発送遅延、販売中止、品質に関する事故等が発生した場合は、速やかに町へ報告してください。
- (3) 特典協力者は、特典品に関して、寄付者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告してください。また、品質等による補償やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- (4) 町は、申し込み内容に虚偽があった場合及び町に損害を及ぼす恐れがあると認めた場合、登録を中止します。
- (5) その他、疑義が生じた場合には町へ連絡してください。

8 申し込み・問い合わせ先

〒969-7201 柳津町大字柳津字下平乙234

柳津町役場 総務課企画財政班 TEL 0241-42-2112 FAX 0241-42-3470